

令和2年3月2日

各所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長

会計年度任用職員制度の導入に伴う公立学校共済組合への加入
手続き等について（通知）

このことについて、令和2年4月から地方公務員法改正に伴い、別紙のとおり公立学校共済組合への加入手続き等が変更となりますので、その取扱い等について遺漏のないようお願いいたします。

なお、組合員資格を継続する空白期間等については、任用期間終了時点で任命権者と組合員との間で、次の任用予定が明らかに認められる場合に限り組合員資格を継続するものであるため、組合員資格の喪失か継続かの判断に困った場合は各任命権者へお問い合わせください。

問合せ先

（資格に関すること）

給付グループ

川端、佐野

電話 (045)210-8179(直通)

（掛金に関すること）

共済経理グループ

小脇、守屋

電話 (045)210-8165(直通)